

# 事務所コラム

2017年1月16日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## 平成 29 年度税制改正 個人所得課税編

平成 28 年 12 月 8 日、平成 29 年度税制改正大綱が発表されました。先ず、「個人所得課税」について、主な改正項目につき、内容を概観してみます。

### ●配偶者控除等の見直し

配偶者控除については、合計所得金額 1,000 万円を超える居住者については、適用できないこととし、居住者の合計所得金額が 900 万円を超えると 38 万円（老人配偶者 48 万円）の控除額が徐々に縮減し、1,000 万円超ではゼロになる、3 段階で逡減する仕組みになっています。

また、配偶者特別控除ですが、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下でも 9 段階で逡減しながら控除が受けられますが、上記の居住者の合計所得金額に応じて控除額も変わってきます。

例えば、居住者の合計所得金額 900 万円以下で配偶者の合計所得金額が 95 万円超 100 万円以下であれば 26 万円の控除、となっています。

この改正は、平成 30 年分以後の所得税からの適用となっています。

### ●積立型の少額投資 N I S A の創設

制度の内容は、積立投資限度額年間 40 万円、期間 20 年、その間の配当、譲渡等は非

課税、但し、譲渡損はないものとする、です。現行の N I S A とは選択適用となっています。

上記改正は、平成 31 年分以後の所得税からの適用となっています。

### ●リフォーム減税の拡充

既存住宅（特定の増改築等含む）の耐震改修・省エネ改修に加え、一定の耐久性向上改修工事を実施した場合、ローンの利用による減税額（税額控除）は最大 62.5 万円、自己の資金による場合は最大 50 万円となる措置が講じられています。

また、固定資産税（工事翌年度）も 3 分の 2 減額になります。

一定の耐久性向上改修工事とは、50 万円を超える工事で、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は給排水管等に関する維持管理・更新を容易にするための工事で、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること等、です。

この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住用に供した場合に適用となっています。



会社の配偶者手当もあるし、スッキリしない！